

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
第1回丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会
- 2 開催日時
令和2年7月28日(火)13時30分から15時35分まで
- 3 開催場所
丹波篠山市民センター 2階 催事場1・2
- 4 会議に出席した者の氏名
 - (1) 委 員 (敬称略・順不同)
濱口清子、長澤みさ子、井上友香、五十山田潤、土性里花、
大對礼子、黒田栄、泉より子、太田鈴子、岸田秀章、北山美佳、
宮本芙美子、飯田聡美
 - (2) 執行機関 事務局 市民生活部長 羽馬辰也
人権推進課 麻田英史、団野顕一、奥山直美
- 5 傍聴人の数
なし
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 7 非公開の理由
該当なし
- 8 会議資料の名称
 - ・第1回 丹波篠山市丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会 次第
 - ・丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会委員等名簿【資料1】
 - ・丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱【資料2】
 - ・第3次丹波篠山市男女共同参画プラン策定スケジュールおよび補足資料【資料3】

- ・兵庫県、他市の計画の重点目標、施策の体系等【資料4】
- ・第2次プランの取組状況と課題【資料5】
- ・第2次丹波篠山市男女共同参画プラン（概要版）
- ・第2次丹波篠山市男女共同参画プラン
- ・フィフティだより

9 審議の概要

(1) 開会（13：30）

（事務局）定刻になりましたので、ただいまから第1回丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会を開催します。本日の出席でございますが、13名となっております。また、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例により、この会議は公開で行っており、傍聴を許可しております。なお、会議録は要点筆記方式にて、後ほど公開をさせていただき予定でございます。それでは次第にしたがいまして、進めてまいります。

(2) 委嘱状交付

(3) 開会あいさつ

（市長）

みなさんこんにちは。本日は、丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会の第1回委員会ということで、先ほど委嘱状を交付させていただきましたが、委員のみなさん、本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。それぞれご活躍をいただいております。みなさんに策定委員としてご参加いただき大変心強く思っております。県庁でバリバリとご活躍いただいていた方や、私の母と同年代の方もいらっしゃいます。今の時代、女性の立場が強くなって来たとはいえ、家庭や職場、地域で全く男性と同じなのかというとそうではありません。市役所でも職員になる人数は女性の方が成績が良く女性が多いのですが、部長には女性はいませんし、課長も非常に女性が少ないのです。これは、その年代の女性が少ないこともありますが、出産や育児で一時期職場を離れたことによるものか、自ら管理職になろうという意識が少し乏しいのかかもしれませんし、色々な事情もあると思います。私たちの職場も、活気を持つためには女性に頑張ってもらわなければならないと思いますので、反省の意味も込めて、市の中でそのような男女共同参画プランが出来ますように、第2次プランの時と同様に意識調査もしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

先日丹波健康福祉事務所管内でも新型コロナウイルス感染者があり、色々とみなさんご心配をされておられると思いますが、いつ何時どのようなようになるかは分かりません

ので、出来るかぎりの対策をしていきたいと思います。もし感染したとしても仕方がないことなので、差別などが無いようみんなで理解していかなくてはなりません。

今年は新型コロナウイルスの影響で色々な事業が実施しにくくなっております。デカンショ祭りも中止となりましたが、8月15日はオンラインでデカンショをしようということで、色々な形で踊っている動画を送っていただき、その動画を朝6時から夜9時まで配信しますので、ご参加いただきたいと思います。

今日は市道大手線の、お城から大正ロマン館までの電線の地中化工事の竣工式を午前中に行ったところです。みなさんが帰られる時に見ていただけると嬉しいのですが、全国的にもなかなかないとても良い雰囲気だと思います。PRしてたくさんの方に丹波篠山市に来ていただきたいのですが、このような状況で残念です。長い目で見ると、街なみも良くなりましたし、農村部も最近新しいお店が出来てきております。カエルの鳴き声を聞いて朝は鳥の声で目覚める、こんな良いところはない、まるであの世かと思うくらいと、市外から来た人は言ってくれるのですが、地元にいる人は何もないところだと言われることが多いので困ります。こういった意識から変えていかなくてはなりません。誇りを持ってまちづくりをしていき、また男女共同参画で住み良いまちづくりをしていけるよう、みなさんをお願いしたいと思います。

(4) 自己紹介

(5) 丹波篠山市男女共同参画プラン策定概要について

丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱、プラン策定スケジュール、兵庫県等の男女共同参画計画について事務局から資料に基づき説明

(6) 会長・副会長の選出

(事務局) 会長・副会長の選出について、どなたか立候補はございませんでしょうか。もしなければ事務局案で、会長を丹波篠山市愛育会の太田鈴子さん、副会長を丹波篠山市人権・同和教育研究協議会の五十山田潤さんにお世話になりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員拍手多数)

(事務局)

それでは、会長を太田鈴子さん、副会長を五十山田潤さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(市長退出)

(会長)

力不足ではありますが、みなさんのお力をお借りし、なんとかスムーズに第3次丹波篠山市男女共同参画プランが策定できますようご協力をお願いして、これからやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。副会長の五十山田さんとはずっと市同教で一緒させていただいており、また同級生ということで頼もしく思っております。安心して会長をさせていただきたいと思っております。

(7) 報告事項

第2次男女共同参画プランの総括、取組状況の報告と課題、分析について事務局から資料に基づき説明

(8) 質問やご意見

(事務局)

報告事項で、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(会長)

何かご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

(委員)

基本目標についてですが、2番の女性と男性がともに担う「幸せな地域づくり・働く場づくり」というのは、1番の「幸せな家庭づくり」につながるものだと思ったり、「幸せな地域づくり・働く場づくり」は職場で言うと、女性の管理職などの女性の登用であったり色々な意味があると思えますが、これこそ男女共同参画による「幸せな地域づくり・働く場づくり」だと感じました。これは協議されて、これが良いということを決められたのでしょうか。大事な基本目標ですので確認のため質問させていただきました。

(事務局)

第2次プランは10年前、同じように策定委員会を設置し、練られて策定されたもので、私自身も総括をしながら1、2、3は連動して色々なところで深く関わっていると感じました。目標はそれぞれ5年ごとに変えておりますが、深く関わっていると思っております。おっしゃる通りだと思います。

(会長)

これはもう決定事項なのでしょうか。これから変更は可能でしょうか。

(事務局)

令和元年度と直近3年度の総括をして作った資料ですので、今後また1年後同じように総括し修正していく所と、この委員会の中でご意見をいただきながらもう少し肉付けをしていきたいと考えておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

(委員)

地域づくりの中でずっと感じてきたことで、私は結婚して50年近くになりますが、その当初と全く変わらない所があり、疑問に思っています。例えば自治会ですが、自治会長も少しは女性になるようにはなってきていますが、まだまだ自治会組織は男性ばかりが役員をしています。私の地域には男女が半々住んでいますが、役員選挙を戸主がするからなのか、女性が役員に選ばれることがほとんどありません。例えば、自治会担当の課が役員の中に女性枠を作るなど、組織として考えていけば、きめ細やかな意見を吸い上げて地域づくりができていくと考えています。福祉分野や地域では女性が活躍していますので、今までこうやってきたからそれで良いということではなく、自治会のあり方も含めて、ある程度女性が参画するように組織として考えていけば良いと思います。幸せな地域づくりというのは、女性の参画があつてこそだと思います。

(委員)

資料5で先ほど事務局に説明いただいた内容は、前回作成した第2次男女共同参画プランの成果ということで、今後、この体系表は、丹波市の基本目標を参考とされているということで、このようにこれから目標も変えていけるということが前提で進めていくということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

気になっていますのが、重点目標が「基盤整備」になっていますね。これが全ての目標になっているということですが、丹波篠山市の行政としての目標なのか、こういうまちにしていこうというのは、行政だけではなく、市民の方、団体の方、企業の方などあらゆる人が目標にするものをまず掲げて、それに達していくために目標をどうしていくか、その中で、市は基盤整備があまり十分出来ていないので、重点目標として「体制や組織の強化」にしていますというストーリーになるのか、その辺の説明をもう少ししていただけると頭が整理しやすいと思います。

資料5で先ほど説明いただいた内容は、あくまでも前回のプランの成果ということで

お示しくださったということですね。

(事務局)

その通りです。

(委員)

今回、意識調査等をして変えていけるということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

ここで、皆さんの意見をたくさん出していただくほど、プランに反映していくということですね。

(事務局)

その通りです。

(会長)

先ほどは自治会組織のあり方のご意見が出ましたが、他に何か思っていることなど、言っていただければ。

(委員)

委員のご質問で、成果の報告と今後内容を変えていけるということがよく分かりました。資料5の取組事業の達成率何パーセントというのは、この後説明はいただけるのでしょうか。

(事務局)

かなりのボリュームがありますので、時間の都合もあり、一つずつ説明ということはいたしません。

(委員)

平成24年度に策定したプランの成果としての報告を読ませていただきましたが、達成率が0パーセントそして100パーセントというところが何か所かあります。皆さん読んでいただいたら分かるのですが、達成率がただ相談場所を作ったが、ちゃんと相談に来てくれる人がいることに対する達成率なのか、それとも、その場所を作ったこ

とに対する達成率で100パーセントなのでしょうか。少し内容と、この取組事業と実施の成果の細かいところが分かりにくいことと、基本目標3は「男女共同参画による幸せなまちづくり」で女性のコミュニティづくりやネットワーク化を促進するために、農村女性組織連絡会と連携して女性のエンパワーメントを促進するという意味で拡充するということですね。ですが、なぜ今回の委員に農村女性組織連絡会の方が入っていないのでしょうか。色々疑問はあるのですが、成果としての発表ということならば、あまり絵にかいた餅とならないようなことをこれから書いていった方が良いと思います。

(会長)

事務局は一生懸命資料を作成していただいたと思いますが、私たちが分からないことの方が多いので、分かりやすく説明をしていただければと思います。市の総合計画のように、専門の方がいないと話が進まないというところで、分科会形式にして、専門的な方を一緒に交えて話すと大分話が進みましたし、計画の中にも人権のことで男女共同参画と内容的にも同じものも含まれているなど、やはり分かりやすく説明していただけると、委員も意見が出しやすいと思います。

(事務局)

いくつかピンポイントで説明すれば良かったのかもしれませんが、50以上項目があり、一つ一つ洗い出して説明するのは時間がかかりますので、まとめたような形で、成果と言いますか、総括を状況の報告という形でさせていただきました。

例えば、0パーセントというのはなぜかと言いますと、3番の「男女共同参画推進強化策の協議」ということで、取り組みとしては、「各地区における男女共同参画事業の実施に向け、その年度の方向性を見出すための協議を行う」とありますが、各自治会に男女共同参画推進員さんを置いています。その方々を中心に研修会を開催し、またフィフティだよりという情報誌をお配りして、各自治会における意識啓発をしていただくということを主目的にしています。成果目標としては、各地区で推進員さんの代表者会の組織を設置し、その中で事業に取り組んでいただき、年に1回会を開催するという目標を立てておりました。ところが、自治会の委員さんに各校区に組織を設置する取り組みが出来ていませんでした。組織化することが出来ていないため、0パーセントとなっております。地域も少子高齢化している中、一人が何役も役をこなしている現状もあり、組織化する必要性があったのかということも含めて、別に組織を作るよりも既存組織の中に男女共同参画の視点を置いた事業をしていただく、あるいは違う組織の中にグループを育成していくというような方が良いのではないかとこのことを、改善策として書いております。というようなことを全部説明しますと、時間がかかってしまいますので、ご了承いただきたいと思います。プランの内容と資料をお読

み取りいただき、ページ数が膨大にならないよう省略した形になっており、分かりにくい資料となっておりますこと、誠に申し訳ありません。

新しいプランに向け、意識調査もしていきますので、その調査の項目についてご検討いただきたいと思っております。

(会長)

今のところ、前回のプランを受けて0パーセントになっているものを含め、それを今後どうするか、また、新たに何か始めるのか、そういうことを皆さんで話し合っていくということですね。

そういったことを含め、ご意見は他にありますか。

(委員)

私自身、さほど意識が高くないと自覚している状況なのですが、そういった私の目から見ると、自分が勤めている地域、三田や宝塚や大阪などで、特に男女で分けるわけではありませんが、勤務先は結構男性が多く、通勤をしていると、生活する意識というのは、家と通勤経路と職場というのが生活圏となります。私は意識が低いままですが、妻は丹波篠山市内でパートタイム的に働いており、地域とのつながりも強いです。特に、PTAなど子どもが関係する親の社会に出た時にすごく刺激を受けたり、地域からの色々な意識啓発であったり、情報網であったりと、つながりが強いと感じる経験をしました。そういった時、男性としては地域活動に後れを取っていると感じ、後れを取っていると中に入れないという状況で、これから60歳や65歳の定年になると、いわゆる地域デビューをし損ねたら、居場所がないのではないかと。そんな中で、素人である地域活動における意識啓発が課題にあがっているので、例えばどのような具体的な課題があるのか教えていただければと思っております。資料5の事業の目標達成率も、色々な活動の支援を年に何回する、2回する、2回できたら達成したかのように数字上は見えるのですが、それでいてまだ不足しているというコメントがあり、まだ不十分という所は何か引っかかりがあるのだろうなど。そういった細かい課題があれば。私的には生活圏域のような視点があれば、ありがたいと思います。

(事務局)

第2次プランが、地域、家庭、職場となっておりますが、職場は市内という意識を持っていたのではないかと思います。もちろん、各種相談機関といえば、ハローワークや伊丹の労働基準監督署や神戸の兵庫労働局などですが、おっしゃるように家は丹波篠山市で職場は大阪や神戸であると、生活圏がそういう意識だという所に対するアプローチがどうだったのかというと、当初の計画ではその辺の意識が、もしかしたら無かったのかもしれませんが。地域デビューを男性がしにくいという点では、PTA役員にな

られるなどして意識をつけられていくということがあるかもしれません。地域で言えば、まちづくり協議会が10年ほど前に各小学校区にできました。その中で男女共同参画の事業をしていただくという計画でありましたが、各地域によって課題が違うため、どうしても男女共同参画の視点、課題というものが後方に行ってしまいます。今、各まちづくり協議会で重点課題となるのが福祉や介護、子育てなど、そういった視点になっています。各地域でそういったことが課題となり、男女共同参画関係の取り組みがしにくかった結果、目標達成率の数値が低くなってしまったのかもしれない。もちろん、我々の働きかけが至らず、地域のメインの課題になりきれていなかったことも要因の一つと考えております。

職場、職域においては、数年前に女性活躍推進法が制定されましたが、この法律は職域に対する女性活躍を視点を置いています。包括した中で、職域、地域、家庭における男女共同参画というのがこの計画であり、どうしても草案的な計画になってしまうということがあると思っております。

(委員)

地域では、我々がPTAなどに入るタイミングが一番入りやすく、その時に色々学ぶことが多かったと思います。こういった啓発をする場合、子ども、女性、その後ろには私みたいな者がいて、背中を押されると前に出るようなタイプの間人も多いのではないかと。後ろに下がられる方もいらっしゃいますが。そういったことを利用した、啓発も良いのではないかと考えていました。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。丹波市や他の自治体の例を見ておりますと、学校教育あるいはPTAにおいて男女共同参画の意識付けをされているケースが散見されますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

(会長)

今日は時間もございませんので、この項目につきましては、一つの区切りとして、ご意見は以上でよろしいでしょうか。次の、男女共同参画意識調査の調査票についての項目に移ります。事務局、説明をお願いします。

(9) 協議事項

男女共同参画意識調査の調査票について

(事務局)

資料6に基づき説明

(会長)

ご意見がございましたら、お願いします。項目別でご意見をお受けしたいと思えます。まず、「男女平等意識、人権についておたずねします。」の項目について、ご意見をお願いします。

(委員)

質問ですが、この調査項目は市で調査委員会などを作られて、話し合っ作り上げられたものなのか、それとも事務局案でしょうか。調査するのは8月ですね。もう少し変えていっても良いものなのでしょうか。部会を持つなどして、私たちが意見を言ったことが反映するものなのか、そうすると時間が足りないことになるのではと心配するのですが。

(事務局)

事務局案ですので、ここで審議いただくこととなります。仮に、もう少し考えたいということであれば、8月下旬に2回目の委員会を開催し、1か月遅れということになっても十分間に合います。

(会長)

他にご意見がなければ、次の「育児、介護などの家庭生活についておたずねします。」の項目についてご意見をお願いします。

(委員)

問2のEが「子どもの世話」となっておりますが、子どもの衣類の洗濯など色々と家事に含まれそうな内容になるので、それよりも子どもの将来を見越したうえで、子どもにどういう接し方をすれば適切なのかという視点から考えると、「子育て」というくくりの方が良いのではないのでしょうか。「子育て」であれば育児も年齢的に含まれますし、中学生や高校生になり進路について相談を受けるなど、年齢が高くなっても当てはまり、対象が広がります。「子どもの世話」というより、将来的に子どものかかわり方をどうしていったら良いかということも含め、「子育て」にした方が良いのではないかと感じるどころです。

(会長)

このことについて、他の委員の方、ご意見など何か思われることはございますか。

(委員)

基本的なことなのですが、この設問の構成はどこかに対応しているのでしょうか。基本目標や、フィフティプランに挙げていたものなどに対応しているのでしょうか。構成のお考えを聞かせていただきたいです。

(事務局)

第2次プランについては、先ほどから話題になっておりますとおり、その場面ごとと
いうことで、意識調査との比較がなかなかしにくく、事務局案で申しあげたとおり、
丹波市の体系をたたき台にしているということです。それをある程度当てはめて考え
ております。そこに、検討できるようにということを視野に入れております。

(委員)

では、資料4の2ページに対応しているということですね。

(事務局)

そうですね。丹波市、三田市、三木市など色々なところを見ながら、だいたいこの
項目は、設問を見れば意識や傾向が分かるというようなところはある程度掴んでおり
ます。

(委員)

分かりました、ありがとうございます。

(会長)

委員から「子どもの世話」を「子育て」にした方が良いという意見がありました
が、それも検討の課題として入れていただきたいと思います。他にご意見はありませ
んか。では、次の「地域活動への参加についておたずねします。」の項目について、
ご意見をお願いします。

(委員)

項目を一つずつ調べることも大事だと思いますが、読み上げて、それで意見を言っ
ていただくのはいかがでしょうか。そうすれば良く分かるのではないのでしょうか。

(会長)

事前に資料を送付されていまして、みなさん目を通して来られていると思いま
すが、今日初めての委員会で、時間が少なくなってきました。出来る限りとは思
うのですがいかがでしょうか。こういう風に進めると、あといくつ項目が出来るのか

とは思いますが。まだ、今日の意見が次に間に合うということですね。

(委員)

全体を通して、これをこういう風に変えたら良いのではというご意見を出していただいたらどうでしょう。私は、5ページのセクハラのところ、パワハラが今後出てくると思っていますので、ここに入れてみてはどうかという思いがしたのと、2ページの地域活動の参加のところに防災についても入れてみてはどうでしょうか。

(会長)

再調整が必要な場合は、8月に委員会を開催するというのですが、その時点でまだ話し合いができるということでしょうか。

(事務局)

8月の会を持つのであれば、そこで確定していただければ十分間に合います。

(会長)

今、みなさんが思っておられること、自分はここが気になるというところを言っていて、次回にそれも含めてもう1回、改めてその期間まで、宿題のようになってしまいますが、考えてきていただいたことを、次の委員会で話し合っ決めていきたいと思えます。皆さん、気になっているところを言っただけならば。

(委員)

今言っただいたことに関連しますが、ここではセクシャルハラスメントだけについておたずねしますとなっていますね。雇用機会均等法で、セクシャルハラスメントとマタニティハラスメントによって本人の意思に反する処遇を受けているなど、法律で新たに規定されているので、ハラスメント全体でくくってみてはいかがでしょうか。セクハラ、マタハラは雇用機会均等法に入れないといけないことになってきていますので、それに対する設問を入れるか、例えば女性に特化したパワハラはこれから義務化されていく方向に法律も動き始めていますので、入れても良いのではないかと思います。女性に特化したものだけにしましょうとか、パワハラも男女共に、あなたの職場でそういうことがあるかどうかなどの質問を入れてみるのも良いかと思えます。他の自治体ではそこまで行っていないと思えますが、これが10年間の計画になるので、それを見越してそういうことも入れて議論し、雇用機会均等法改正に伴った内容を入れてはどうかと思えます。最近、妊娠したので雇用止めされたり、辞めるように仕向けられたりすることがあります。大企業はそういうことはしていませんが、中小企業ではそういったことがありますので、こういったことも検討してみてもいいか

がでしょうか。

(委員)

10年前もこういったアンケートを実施されているのですよね。新たに色々なことを加える必要性もありますが、10年前とこの質問がどのように変化したかというのを見るには、同じ設問があるのも良いのではないかと思います。DVやハラスメントなど、女性で大変困っている方もいらっしゃるので、パワーハラスメントやマタニティハラスメントについて新たなことが追加されるのは良いと思いますが、比較をするためにはこのままの質問をされるのが適切ではないかと私は思います。

(会長)

色々なご意見が出ております。次回には決定をするということですので、それまでにさらに色々考えていただいて、そのご意見をお聞きしたいと思います。

(事務局)

今のご意見の中で、具体的に修正や追加を言われたのは、ハラスメントの内容については項目を追加してはというご意見がございましたので、次回委員会に向けて設問を更新したいと思います。現在、事務局案で作っている設問が50を超えており、ここにさらに設問を追加するということは、回答者にかなり負担をかけてしまうことになりますので、量の変更しないということをご理解いただきたいと思います。

出来れば、「こういう風に追加したい」や、副会長がおっしゃったように「この文言をこう変えて」という風に、言っていていただけると次回の事務局案を出しやすいので、そういうご意見をいただければと思います。

(委員)

設問の数も中の言葉の数も全然変えられないのであれば、言葉をまとめて、増えないような工夫が出来ると思います。例えば、セクハラで、今職場でよくあるのは、体を触ったり、抱きついたりというようなことは、ほぼどんな会社でも無いですね。かなり意識をして変わってきていると思います。みなさん気が付かないのは、目に見えるセクハラというよりも、内面に隠された「これがセクハラになるの？」というようなことが、問題になったりすることがあります。いくつか言葉を精査して、マタニティハラスメントにかかる部分を入れて、全部を入れなくても、その視点が入っているだけでも良いと思います。少し考えれば、今どうなのかということも大事なのですが、過去と比較して良くなってきているということも大事なことです。それに加えて、プランはこれから先10年を見据えて作っていかなくてはならないということがありますので、今入れておいて、10年先に「こんな古いの」とならないように配慮すること

が必要だと思います。そこをもう少し整理するのも良いのではないかと思います。法律の動きなどを見越して、項目を入れればどうかと。マタハラのところは、雇用機会均等法に入っているのです、入れておいた方が良いでしょう。4ページの「仕事と家庭の両立についておたずねします」という項目のワークライフバランスについては、これからどんどん進んでいくと思います。私が残念に思うのは、働きやすい環境というのは、職場はかなり法律が整備されてきており、育児休業も女性は9割以上取得しています。これから問題になっていくのは、男性の取得や介護休業が整っていくことです。制度上は整っていますが、実際は取得できていない。職場の風土の問題などにより、取れていないことで苦しんでいる方が多いです。働きやすくなって、女性は労働力としてはすごく使われています。丹波地域の女性の就業率は非常に高いです。そういう面では高く評価されるのですが、女性が生き生きと働いている指標については、評価されていないことが課題だと思います。正当に、男女平等に評価される結果は何かというと、管理職比率の問題であったり、自営業の人たちの夫も妻も均等な収入であったりなどです。そういうことで、働きがいということが出てくるのではないのでしょうか。問8の6「仕事にやりがいがあること」が大事だと思って○をつける人がとても増えてきていると思います。それを何で見るかということ、職場の中であれば、昇進、昇格、ちゃんと認められているか。企業で言うと、人事評価表を作り直しているところが多いです。よく成果をあげた、会社にとって業績を上げるのにも貢献した、というようなことは、労働時間で評価しないでおこうとなってきました。そういうことから見ると、昇進、昇格も均等に同じ基準で、時間の長さに関係なく評価してもらえるとということを、ここに入れてもらえると良いのではないのでしょうか。調査票の項目というのは、それ自体が普及啓発していくことにつながるとは思いますので。これから職場に必要なことは、やりがいと働きやすさで、それはセットでないといけないと思います。どんなことが実現するとやりがいに通じるのかという言葉を入れておくのが良いと思いますので、検討していただきたいと思います。あと、7番の「先輩や上司にお手本となる人がいること」もとても大事だと思います。その人たちを見て、自分もキャリアを上げていこうと思ったり、会社や地域に役立つ人間になりたいと思ったりするので。3番の「育児休暇・介護休暇が取れること」は上の問7の「あなたの希望」と「あなたの現実（現状）」が全然違うということでも分かるのではないのでしょうか。もう少し言葉を精選した方が良いのではないのでしょうか。この辺がみなさんの議論の醍醐味だと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

事務局としては、修正や追加をするのは大変な作業になると思いますが、10年先を見越して決めていくには、よく考えてその結果をプランにしていきたいと思いますので、見直していただいて、今出たご意見が可能であればお願いしたいと思います。

(委員)

国や県や他の市との比較のデータだけではなく、丹波篠山市らしくということが出れば良いと思います。

(会長)

丹波市、三田市等を参考にされて作成されたということですが、丹波篠山市の特徴が出て欲しいと思います。私たちが誇りを持って丹波篠山市に住んでいますので。

(委員)

意識調査とは別ですが、フィフティプランの資料編41ページの2番、男女共同参画社会基本法の次のページの「男女の人権の尊重」が、とても感動的にしっかりと美しい日本語で書かれています。せめて、この男女共同参画策定委員会の中では、この一文を読み上げる機会を作っていただきたいです。読んでらっしゃらない方もいるのかなと思います。人に読んでいただいたことで、耳に入ってくるという、認識の違いがありますので。ぜひ耳で聞いていただきたいと思います。この42ページの「男女の人権の尊重」第3条と、男女共同参画社会基本法ですね。みなさんに読んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

今日は家に帰られましたら、ゆっくりと読んでいただければと思います。

(委員)

もう一つお願いしたいのですが、女性活躍推進法が平成28年に施行されています。憲法が出来て、まず男女はすべて平等ですよと謳い、その次に男女雇用機会均等法が出来て、男女を差別してはいけませんよと。次にできた男女共同参画社会基本法では男女が共にということを強調して、家庭や地域では徐々に良くなってきていますが、それでもなかなか職場や政治、しきたりの世界では、依然として国も県も各市町村にしても改善されていません。それで女性活躍推進法が出来て、もう少しテコ入れして女性が活躍してもらわないと改善されないということで、「加速する」という言葉を使っています。一番ネックになっているのは、性別役割分担意識の根深さです。これが払拭できない。だから性別役割分担に伴って、職場の中で色々な働きづらさや差別があるのだとしたらそこを直しましょうということで、男女共同参画社会基本法を補足したような法律なのです。

私が企業を色々と回ってましたら、会社のトップの方は皆さん、制度も男女平等にあります、うちの会社は男女差別は全くありません、みんな本当に良くやってくれ

ていますとおっしゃいます。実際に女性の雇用人数は増えていますが、依然として差があるのは、物事を決定する場面に女性が入っていないことです。とても大きな会社でも管理職比率を見ると全然です。女性はお金のためだけに昇進したいとか、誰々に負けたくないとか勝ちたいということではなく、「物事を決定する場に私たちも入れてください」という声がか会社では多いのです。先ほどお聞きしていると地域の中でもそうなのですね。物事を決定するプロセスに女性が参加できる世の中にしたいということが、法律の主旨でもあります。私が色々な企業で調査した中でも、女性は「私たちが全然知らない間に物事が決まっている」ということがとても多いのです。法律の中に、これは外してはいけないという部分があります。よく読んでいただけると、プランの中で抜けてはいけないことが見えてくると思います。とても良いご意見をいただきましたので、法律も見ておいていただきたいと思います。

(委員)

ぜひ、資料として次回につけていただければと思います。

(委員)

やはりネックとしては、執行機関に女性が本当に少ないことだと思います。そうすると、女性が意見を述べても男性が共感しない部分があったり、拒否されたり受け入れられなかったりすることがあります。男女共同参画は、基本がそこだと思います。教育など意識の啓発が非常に大事だと思います。ただプランできれいな言葉を並べても、潜在的な意識というのはなかなか変わらないので、丁寧に意識啓発や教育をすることで、本当の意味での男女共同参画をしていかななくてはならないと思います。地域や学校や自治体の中などで、10年間で意識がどれだけ進歩しているかというところをもっと深く掘り下げて意識調査もして、基本的なところをきっちり押さえてプランを策定していかななくてはならないと思います。今は女性の意見が反映される状況に必ずしもなっておらず、意識がまだまだ低いとつくづく感じています。どういう風にプランを策定していくか、またどういう効果をもたらしていくかを議論していくには、もっと時間が必要ではないでしょうか。

(委員)

先ほど委員が言われた、男性の家庭参画や地域参画は、国を挙げて今後もっと強化していかななくてはならないと、女性も今まで頑張ってきたのに、女性ばかりにさらに社会参画、経済参画しなさいということでは駄目だということです。女性が進出した分、今度は男性が家庭や地域に入らなくてはならないということで、国も県もおそらく、男性の参画の仕方の問題に力を入れていくと思います。働き方は、今回の新型コロナウイルス対策でもそうですが、在宅ワークなどが定着してくると働き方がかなり

変わっていくと思います。企業側もそれをやっており、世の中がそういう風に移り変わってきているので、男性側ももっと参画する意識を持っていただくというのも、すごく良い意見だと思います。そういうことも、とても大事なことになるので、検討していければと思います。

(委員)

資料5の6ページ50番の「各種審議会等への女性の割合」で、計画策定時は21.6%でした。目標値が30%以上となっていますが、到達できていません。せめて私たちのまち丹波篠山市は、率先して女性の割合を増やす、まずここからやっていって欲しいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

こういったアンケートをする場合、選択肢の表現ですが、7ページの間11の暴力をなくすためにとということで、11番「被害者が毅然とした態度をとる」というのは、いじめの問題でも同様に、いじめられている子が嫌だったら嫌とはっきり言わないといけないというようなことにも通じて、そうではなくて、被害者をどう守るかということの選択肢であって、あまりふさわしくないのではないかと思います。被害を受けた方に責任があるかのような表現なので、広い意見を聞きたいということで書かれているとは思いますが、ご留意いただければと思います。

(会長)

何か他にここはこうあるべき、こういったことを書いて欲しいというようなご意見はありますか。

(事務局)

今ご意見をいただいた中で、意識調査票を作り直して、またみなさんにお示し、少しずつ完成に近づけていきたいと思っています。8月下旬と申しあげましたが、決まらなかったら、もう少し協議をしていくということも可能です。時間にとらわれずに、ご意見いただいたように、10年先を見据えてということもありますので、時間をかけて納得のいく調査票にしたいと思っていますので、みなさんお手数をおかけしますが、よろしくお願いしたいと思います。

(会長)

まだ猶予があるということで、安心しました。今日のところは一応、この協議につきましては閉めさせていただいて、次回へのご意見を考えておいていただくようお願いしたいと思います。

(10) その他について

(事務局)

次回開催日ですが、もう一度調査票の協議をしていただくということで、8月の後半を考えております。17日の週から31日までの期間で、日程調整を郵送でさせていただきます。その日に間に合うよう資料を作成しまして、委員に事前にお送りし、見ていただいて委員会でまたご意見をいただくということを繰り返したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(会長)

事務局にはお忙しい中お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。最後、副会長にごあいさつをお願ひします。

(11) 閉会 (15:35)

(副会長)

本日はお忙しい中お集まりいただき、活発なご意見と熱心に協議をいただきましてありがとうございました。本来でしたら、次回の会が2月ということでしたが、あまりにもたくさんのご意見をいただき、私自身もしっかり学習してついていかななくてはならないなと感じました。

次回にはこの調査票が今日の皆さま方の思いを受けた形で出てきますので、色々な角度からご意見を頂戴したいと思います。次回も何卒よろしくお願ひします。

新型コロナウイルスが広がってきておりますので、予防にご留意いただき、健康が第一だと思いますので、十分お気を付けください。以上をもちまして、第1回の委員会を閉じさせていただきます。本日は誠ににお疲れ様でした。ありがとうございました。